

第7節 火山災害対策

防災危機管理部 消防部 建設部
関係各部

第1 災害予防

富山市の中心部から東南に約35kmに位置する弥陀ヶ原火山は活火山であり、本市は平成28年2月に国（内閣府）から「火山災害警戒地域」に指定されたことを受けて、平成28年3月30日に富山県及び長野県、関係機関により組織された「弥陀ヶ原火山防災協議会」（以下「協議会」という。）に加盟しており、地域の特性に配慮しつつ、火山災害対策を行うこととする。本市は火山の噴火によって甚大な被害を受ける危険性は少ないものの、その規模によっては常願寺川河道内にて積雪期における融雪型火山泥流の影響を受ける恐れがあることから、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとることとする。

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、噴火警報等を迅速かつ確実に協議会、県、関係市町村及び関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が発見者から市や警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等への周知に努める。

2 災害応急体制の整備

市は、災害発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるように、職員の非常参集体制を整備するとともに、災害時における応急活動に関し、平時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3 防災業務関係者に対する研修

市は、火山災害対策の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等が実施する火山防災に関する研修を積極的に活用する。

4 防災訓練の実施

市は、協議会、県、関係市町村及び関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、火山災害発生時の対応手順の確認及び機関相互の連携体制についての強化を図る。

第2 災害応急対策

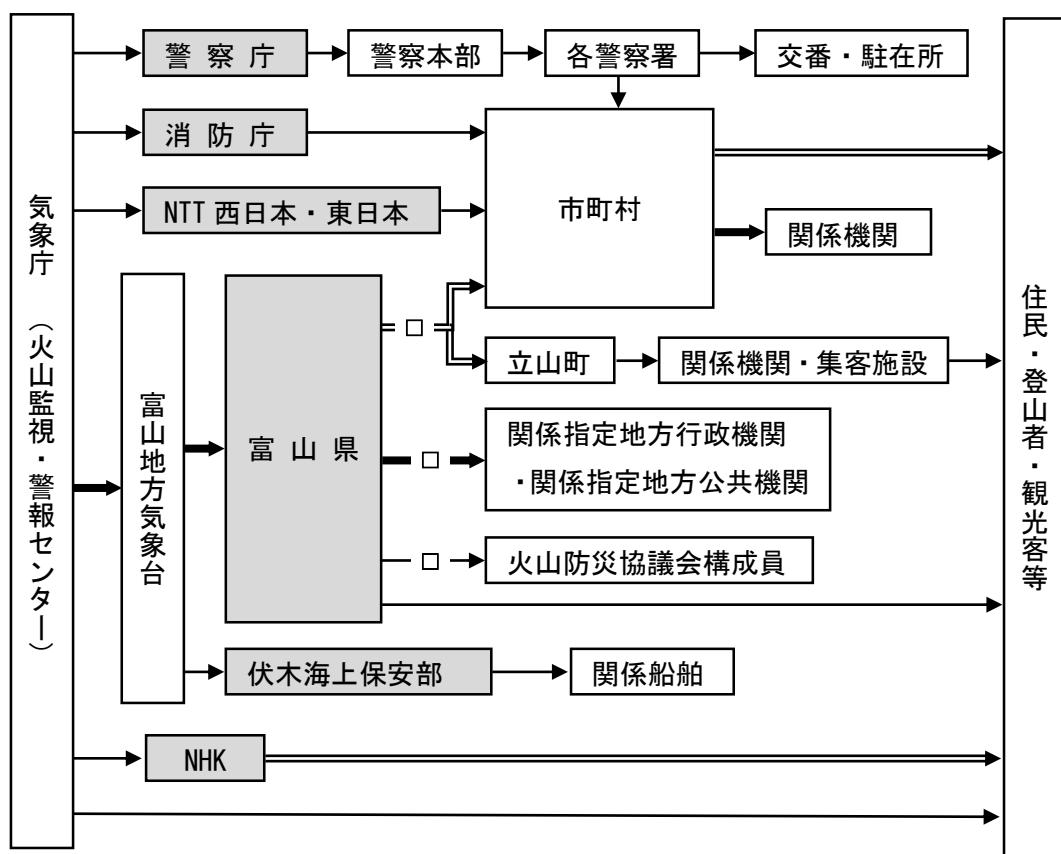
弥陀ヶ原火山の火山活動が活発化し、噴火又はその恐れがあり、地域住民等に融雪型火山泥流の影響が及ぶと認められる場合には、速やかに到達が予想される地域に対し、警戒を呼びかける。また、近隣市町村からの広域避難も想定されることから、協議会にて作成している「弥陀ヶ原火山避難計画」に基づき、火山活動の推移に対応して行われる各機関の防災対策と連携を取りつつ、災害に対する適切な対策を行う。

1 火山現象に関する警報・予報、情報等の伝達

弥陀ヶ原火山に噴火警報・予報等が発表された場合の伝達は、噴火警報等伝達系統図のとおりとする。

3 編 <雪害・事故災害等> 第 7 節 火山災害対策

【噴火警報等伝達系統図】



(凡例)

気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 9 条の規定に基づく法定伝達先。

気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

活動火山対策特別措置法第 12 条によって、警報、特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

富山県総合防災情報システム

2 災害情報の収集・伝達

市は、火山災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、協議会、県、関係市町村及び関係機関と密接に連携し、迅速かつ的確な災害情報の収集に努めるとともに、情報の共有化を図る。

3 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、地域住民及び施設等に危険が及ぶことが予想される場合、市民等への情報提供を図るた

3 編 <雪害・事故災害等> 第 7 節 火山災害対策

め、協議会、県、関係市町村及び関係機関と連携し、防災行政無線、広報車、ホームページ、SNS 等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

4 異常現象発見者の通報義務

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等の弥陀ヶ原火山に関する異常現象を発見した者は、直ちに市若しくは警察に通報するものとする。なお、これにより難い場合には、富山地方気象台に通報する。

5 応急活動体制

火山災害が発生、あるいは発生すると予想される場合、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立など必要な体制をとる。

【市の活動体制】

種別	配備基準	配備体制
通常体制	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② その他必要により市長が命令したとき	防災危機管理課：担当者
第 1 非常配備	① 火口周辺警報（レベル 2）が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② その他必要により市長が命令したとき	関係各課：数名 事態の推移に伴い、速やかに第 3 非常配備体制に移行し得る体制
第 2 非常配備	① 火口周辺警報（レベル 3：警戒範囲 1.5km）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② その他必要により市長が命令したとき	関係各課：概ね 5 割の職員 第 1 非常配備から第 3 非常配備に移行後、火山活動に更なる活発化が認められない又は低下傾向が認められる場合に移行する体制
第 3 非常配備	① 火口周辺警報（レベル 3：警戒範囲 2.5km）又は噴火警報（居住地域）（レベル 4 又は 5）により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② その他必要により市長が命令したとき	関係各課：全員 災害対策に万全を期すため、当該災害に關係のある各課全員があたる。

6 救助・救急活動

「第 2 編 風水害等対策編 第 2 章 第 14 節 救助・救急」に定める内容を準用する。

3編 <雪害・事故災害等> 第7節 火山災害対策

また、弥陀ヶ原火山避難計画「第3章 噴火時等の対応 4. (1) 救助活動の体制（合同調整所の設置）」及び「第3章 4. (2) 観光客、登山者等の救助活動」を参考にする。

7 避難情報等に関する事項

市は、噴火警報が発表され、融雪型火山泥流の発生が予想される場合には、影響を受ける恐れのある地域住民等に対し、弥陀ヶ原火山ハザードマップのほか各種ハザードマップを元に避難場所及び避難経路を定めることとし、影響範囲からの避難を指示・誘導するものとする。

第3 災害復旧対策

第2編第3章「災害復旧対策計画」参照。